

パブリックコメントに寄せられたご意見の概要とご意見に対する考え方

NO		提出者 (種別)	当該 ページ	該当箇所	御意見	御意見に対する考え方
1	1-1	団体	P.4	情報セキュリティサービスにおける技術及び品質の確保に資する取組の例示(案) 2. 専門家コミュニティの例示	「日本システムアドミニストラータ連絡会(JSDG)」を「情報セキュリティサービス基準」における「専門家コミュニティ」として認定していただきたく、よろしく願い申し上げます。 なお、当連絡会の活動の詳細等は下記Webサイトを参照ください。 <a href="https://jsdg.org/">https://jsdg.org/</a>	「情報セキュリティサービスにおける技術及び品質の確保に資する取組の例示」は、審査登録機関が申請者の専門性を判断する際の参考として掲載しているものです。申請者が、専門性を発揮する場が例示されている専門家コミュニティと同等であることを示すことにより、例示以外の専門家コミュニティであっても、講師若しくはリーダーの経験等の要件に該当する、と審査機関が判断することが可能です。
2	2-1	個人	P.1、2	情報セキュリティサービス基準(案) 第1章 2(1)、(6)ウ	1ページの1 2行目「又は」と、2ページの2 3行目「または」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。	ご指摘を踏まえ、2ページの2 3行目「または」を「又は」に修正いたします。他の「または」についても同様に修正いたします。
	2-2		P.1、2	情報セキュリティサービス基準(案) 第1章 2(4)、(6)	1ページの最下行から上に2行目「以下」と、2ページの1 6行目「以下」とは、どちらかに記載を統一したほうがよい。	いただいた御意見を踏まえ、2ページの1 6行目「以下、」を「以下」に修正いたします。
	2-3		P.2	情報セキュリティサービス基準(案) 第1章 2(6)ウ	2ページの2 3行目「研修受講実績」は「研修修了実績または研修受講実績」のほうがよい。2 3行目「修了または受講」に対応して。	いただいた御意見を踏まえ、当該箇所を「研修修了又は受講実績」に修正いたします。
	2-4		P.2、7	情報セキュリティサービス基準(案) 第1章 2(6) 第2章 4(2)ウ(ア)	2ページの1 5行目「取組」と、7ページの2 7行目「取組み」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。	ご指摘を踏まえ、7ページの2 7行目「取組み」を「取組」に修正いたします。
	2-5		P.5	情報セキュリティサービス基準(案) 第2章 2(2)ウ(イ)	5ページの9行目「実施」は「実施し」のほうがよい。	いただいた御意見のとおり、修正いたします。
	2-6		P.6	情報セキュリティサービス基準(案) 第2章 3(2)ウ(イ)	6ページの1 7行目「同等のものの受講並びに教育及び研修を実施又は受講させて」は、「同等のものを受講させ並びに教育及び研修を実施し又は受講させて」のほうがよい。	いただいた御意見のとおり、修正いたします。
	2-7		P.2	情報セキュリティサービスに関する審査登録機関基準(案) 第3 1	2ページの3行目「審査登録活動」は後段に記載が見当たらない。(2ページの1 1行目、3ページの1 1行目などの「審査・登録活動」は「審査登録活動」の誤記か?)	いただいた御意見を踏まえ、2ページの3行目「審査登録活動」を「審査・登録活動」に修正いたします。
	2-8		P.6	情報セキュリティサービスに関する審査登録機関基準(案) 第6 2(4)	6ページの2行目「もののほか」は「もの他」のほうがよい。他の箇所の例と同様に。	いただいた御意見のとおり、修正いたします。
	2-9		P.10	情報セキュリティサービスに関する審査登録機関基準(案) 第5 13(5)	10ページの1 6行目「2年」の起点はいつか?	いただいた御意見を踏まえ、当該箇所を「申請日の所属する年度の4月1日より過去2年」と明確にいたします。
3	3-1	法人	P.1	情報セキュリティサービス基準(案) 第1章 2(1)	情報セキュリティサービスにペネトレーションテストサービスを追加することをご提案いたします。 <理由> サイバーセキュリティに対する脅威は、年々複雑化・巧妙化しており、サイバー攻撃による被害は、行政機関や民間企業といったあらゆる組織において確認されています。情報システム内部への侵入可否及び侵入後の被害状況について、攻撃者が実際に行う最新の攻撃手法を用いて客観的に検証するペネトレーションテストサービスの業務や入札案件が増えているため、ペネトレーションテストサービスを追加することをご提案致します。 脆弱性診断サービスと類似したサービスと認識されることがありますが、脆弱性診断サービスは侵害可能性のある脆弱性を検出・優先付けなどを行い報告するサービスであり、ご提案するペネトレーションテストサービスは脆弱性情報等の収集に加え、侵入可否の調査から実際に試行した結果などを含めた網羅的な報告を要するサービスであるため、区別して定義することが望ましいと考えます。また、区別することで利用者にとって目的に応じた選択をするための一助になると考えます。	いただいた御意見については経済産業省でも重要と認識しており、有識者会議での審議の結果今回の検討においては不採用とさせていただくものの、今後、本制度に関する更なる検討を進めていく際に、参考とさせていただきます。
	3-2		P.1	情報セキュリティサービス基準(案) 第1章 2(3)	ア〜ウまで3つのサービスが定義されていますが、IoTデバイスに係る脆弱性診断を追加することをご提案いたします。 <理由> インターネットには家電、防犯機器、自動車、医療機器をはじめIoTデバイスと呼ばれる様々な機器が接続されているのがご承知のとおりかと存じます。これらの機器はインターネットに接続し、機微な情報をやり取りする等から、セキュリティ対策が必死であるとの認識は高まりつつあると考えます。脆弱性診断は適切なセキュリティ対策を講じるには有効な手段と考えます。	いただいた御意見については経済産業省でも重要と認識しており、有識者会議での審議の結果今回の検討においては不採用とさせていただくものの、今後、本制度に関する更なる検討を進めていく際に、参考とさせていただきます。

NO		提出者 (種別)	当該 ページ	該当箇所	御意見	御意見に対する考え方
	3-3		P.1	情報セキュリティサービス基準 (案) 第1章 2	インシデントレスポンスサービスを定義として追加することをご提案いたします。 <理由> 企業等で事案発生時にインシデントレスポンスを適切に実施することで、ビジネス等への損害を最小限に抑えることは重要との認識は高まっていると考えます。また、係るサービスを提供する事業は徐々に増加していることもあり、同サービスを追加することをご提案いたします。	いただいた御意見については経済産業省でも重要と認識しており、有識者会議での審議の結果今回の検討においては不採用とさせていただくものの、今後、本制度に関する更なる検討を進めていく際に、参考とさせていただきます。
	3-4		P.5	情報セキュリティサービスにおける技術及び品質の確保に資する取組の例示 (案) 3. 研修受講実績の例示	「修了または受講をもって、必要な専門性を満たすことができる研修受講実績現在受講可能な研修等であること」を加えてはいかがでしょうか。 <理由> 「現在受講可能な研修等であること」につきまして、受講可能かどうかの状態は講座主催者に依存し、常に受講可能とは限りません。また過去に提供された研修についても一定の価値があるので、この要件は「過去×年以内に開催された研修」とするの一案かと考えます。	いただいた御意見について有識者会議にて審議の結果、例示の趣旨に照らして現在受講可能であることは要件として必須ではない判断となりましたので、原案のとおりとさせていただきます。